

# 令和6年度 地域力向上事業 『市民提案による住みよい地域づくり助成事業』提案募集要項

募集期間：令和5年12月19日（火）～令和6年1月31日（水）

## 「地域力向上事業」とは？

市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、区内の地域資源を活かした事業や課題を解決する事業のことです。

## 「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」とは？

地域力向上事業のうち、団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業のことです。

### 1 応募資格

3人以上で構成され、市内に住所を有する又は市内で活動する法人その他のグループで、提案時点で市税の未納がない団体。ただし、次のいずれかに該当する団体を除きます。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
- (2) 暴力団、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体
- (3) その他公序良俗に反する団体

※ 団体の活動内容がわかるもの（定款・規約または活動内容を示す資料、団体の構成員名簿）をご提出ください。

### 2 対象事業

次のいずれかに該当する公益性のある事業で、令和6年度に中地域（旧中区）内で実施するもの

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善・生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

### 3 対象外事業

次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- (1) 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 国、県、他の地方公共団体又は浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- (4) 国、県、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業

- (5) 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業
  - (6) 過去に不採択とされた事業
  - (7) 過去に3回採択した事業（3回目までは対象になります）
- ※同じ事業を複数の区に対して提案することはできません。

#### 4 補助率・補助限度額など

- 補助率：予算の範囲内で補助対象経費の2分の1以内（千円未満の端数は切り捨て）  
※補助金額は、事業採択後に補助対象経費を精査した上で決定します（事業費のすべてが補助の対象となるとは限りません）。  
※過去に採択された事業が、再度又は再々度採択された場合は補助率が下がります（再度40%以内、再々度25%以内）。
- 補助対象経費：別表（P4）のとおり
- 補助限度額：予算の範囲内で上限200万円
- 交付時期：事業の完了後、実績報告書が提出され、交付金額が確定した後に交付します。

#### 5 事業ヒアリング

- ・ 提案いただいた事業について、ヒアリングを行います（令和6年2月7日（水）の予定）。詳細な日時は、募集の締め切り後に調整させていただきます。
- ・ ヒアリングでは、提案者から事業の概要について説明をいただくとともに、中央区地域力向上事業審査会のメンバーから質疑があります（1団体15分程度）。

#### 6 事業の決定

- ・ 提案いただいた事業は、中地域分科会（旧中区協議会）の意見を踏まえ、地域力向上事業審査会で地域資源の活用度、地域課題の明確性、事業の妥当性、公益性、財政支援の妥当性などの観点から審査をして、採択・不採択を決定します。
- ・ 採択・不採択は、令和6年3月上旬に郵送により通知する予定です。
- ・ 採択となった場合は、改めて補助金申請の手続き（予算書等の作成・提出）が必要です。

##### 【過去の主な不採択理由】

- ・ 商業性が高く、補助金によらず実施できる可能性が高いため。
- ・ 企業の社会貢献的な意味合いが強く、公益性が低いため。
- ・ 団体の発表会的な意味合いが強く、多数の一般参加が見込めないため。
- ・ 有料の習い事との差別化が困難なため。
- ・ 市がすでに実施している事業と内容が類似しているため。

## 7 応募方法

- ・ 次の提出書類を中央区役所区振興課に直接提出（郵送、Eメール不可）してください。
- ・ 提出にあたっては、「浜松市地域力向上事業実施要綱」及び「浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金交付要綱」をご確認ください。

### ●提出書類（浜松市ホームページから様式ダウンロード可能 中央区地域力向上事業 で検索）

- （1）事業提案書（第1号様式）
- （2）収支予算書（第2号様式）
- （3）団体の概要書（第3号様式）
- （4）市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- （5）市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（給与所得者を雇用する事業者のみ）

### ●応募締切

令和6年1月31日（水）午後5時【必着】

※ 応募に必要な書類を作成した後、令和6年1月17日（水）までに事前相談をしてください。

### ●提出先

中央区役所区振興課（浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市役所本館2階）

午前8時30分から午後5時まで受け付けします（土日・祝日を除く）。

※年末年始の閉庁期間は、12月29日（金）から1月3日（水）までです。

### ●問い合わせ

【電話】053-457-2210（中央区役所区振興課直通）

【Eメール】c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 8 事業の評価

事業の完了後、事業の実績について評価し、その結果を浜松市ホームページで公表します。

<別表 補助対象経費>

経費区分	備考
報償費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体構成員以外の出演者等（外部講師、出演者、MC、審判、審査員等）に対する謝礼で、事業規模等に応じ、適正かつ妥当な額</li> <li>・ 団体構成員への支払いは対象外</li> </ul>
賃金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の技量を要する行為又は特別に役務の提供が必要と認められる場合に、事業規模等に応じ、適正かつ妥当な人数・時間の範囲内で実施する経費を対象とする。</li> <li>・ 団体構成員及びアルバイトは、申請時点での静岡県最低賃金を原則とする。</li> <li>・ 団体構成員以外の実施するその他の資格及び特殊技能を要する業務は、専門性に適した金額とする。</li> </ul>
旅費 (交通費・宿泊費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通費については、領収書を徴収することが困難な場合は、実費負担分を補助対象とする。</li> <li>・ 団体メンバー以外の出演者等との連絡調整のための交通費及び出演者等の交通費及び宿泊費を対象とする。(※ただし、宿泊費は、宿泊しなければ事業の実施が困難であると認められる場合に限る。)</li> <li>・ 視察に関する旅費は対象外</li> <li>・ 宿泊費は、1名1泊10,200円を上限とする。(食事代は対象外)</li> </ul>
需用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消耗品費、燃料費、食糧費、電気料、ガス代、水道代、印刷製本費、修繕費</li> <li>・ 消耗品は単価2万円(税込)未満のものを対象とする。</li> <li>・ 食糧費は、事業実施に必要と認められるもののみ対象とする。(ウォーキングイベントで参加者の熱中症対策に配布する水など)ただし、主催者側(ボランティア含む)の飲食物は補助対象外とする。</li> </ul>
役務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話料、郵便料、クリーニング代、広告料、手数料、保険料</li> </ul>
委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業全てを委託する場合は補助対象外とする。</li> <li>・ 原則3者以上から見積を徴収するものとする。</li> <li>・ 3者以上の見積徴収が不可能な場合は、その理由等をあらかじめ(補助金交付決定後、委託契約締結前)書面(様式は任意)で報告すること。</li> </ul>
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場使用料、リース料等</li> </ul>
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の個人、団体のみが利益を受ける資産形成につながるものを除く。</li> </ul>
<p>※すべて事業の実施に直接係る経費とする。</p> <p>※領収書を徴収することができないものは補助対象外とする。 (旅費についてのみ、領収書を徴収できない場合は実費負担分を補助対象とする。)</p> <p>※報償費及び賃金については、補助対象経費の総額の50%を超えないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。</p>	